

## 『新・情報の科学』教科書 訂正のお願い

令和2年4月に供給させていただきました教科書におきまして、以下の訂正がございます。深くお詫び申し上げますとともに、訂正内容にご留意のうえご指導いただきたく、謹んでご連絡申し上げます。来年度の教科書(令和3年4月供給予定)につきましては、訂正済みにて供給させていただきます。

ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

日本文教出版株式会社

No	訂正部分		原文	訂正文
	ページ	行		
1	83	図	 <p>美感・新規性・創作性のある物品の形状・模様・色彩に関するデザインを最大20年間保護。</p>	 <p>美感・新規性・創作性のある物品の形状・模様・色彩に関するデザインを出願の日から25年間保護。</p>
2	84	17	保護期間は原則として著作者の死後50年、映画は公開後70年である。	保護期間は原則として著作者の死後70年、映画は公開後70年である。
3	89	29	(2) ②の方式を何というか。	(2) ②のような考え方を何というか。
4	166	1	<1970年5月6日公布, 2016年5月27日改正(抜粋)>	<1970年5月6日公布, 2020年6月12日改正(抜粋)>
5	166	右段10	三、著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合	三、著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、特定侵害録音録画であることを知りながら行う場合 四、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製(当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。)を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合
6	166	右段24~27	第三十五条(学校その他の教育機関における複製等) 学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。	第三十五条(学校その他の教育機関における複製等) 学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
7	166	右段31~34	第四十七条の三(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等) プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。	第四十七条の三(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等) プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。ただし、当該実行に係る複製物の使用につき、第百十三条第五項の規定が適用される場合は、この限りでない。
8	166	右段39	第五十一条(保護期間の原則) 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。 2. 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後50年を経過するまでの間、存続する。	第五十一条(保護期間の原則) 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。 2. 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後70年を経過するまでの間、存続する。
9	資料-22	右下	 <p>Ctrl + Z</p>	 <p>Ctrl + Z</p>